

平成29年6月30日

# 今治市都市計画審議会議事録

都市建設部都市政策課

日 時 : 平成 29 年 6 月 30 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

場 所 : 今治市役所 第 2 別館 11 階 特別会議室 3、4 号

議 案 : 議案第 1 号 会長の選出について  
議案第 2 号 副会長の選出について  
議案第 3 号 今治広域都市計画下水道の変更について

(出席委員) (五十音順)

青野正人

井村雄三郎

黒川俊継

近藤佳代

近藤貞明

重松眞司

田中 弘

濱岡 愛

檜垣清隆

堀田順人

松田俊紀

村岡祥多

(鳥羽保行委員の代理)

(竹田丈二委員の代理)

矢野雄嗣

以上 13 名

## 午後 1 時 30 分 開 会

### 都市建設部長

お待たせいたしました。ただいまより、平成 29 年度第 1 回今治市都市計画審議会を開催させていただきます。私、都市建設部長の垣谷でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会では、委員の皆様が任期満了に伴いまして改選されております。改選に際しまして、当審議会の委員に委嘱申し上げましたところ、快くお引き受けいただき、また本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。各界でご活躍されております皆様から貴重なご意見、ご指導をいただきながら、当審議会の運営を進めて参りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお、会長及び副会長が不在となっておりますので、会長が選出されるまでの間、私が当審議会の進行を担当させていただきますのでどうかよろしくお願いいたします。

進行につきましては、お手元の資料「今治市都市計画審議会会次第」に従いまして、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、招集のご挨拶を申し上げます。日頃より委員の皆様方には、今治市の都市計画行政に関しまして、何かとご指導をいただき、また、お世話になっておりますことをこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

本日の審議会は、会長及び副会長をご選任いただきました後、今治広域都市計画下水道の変更につきまして、ご審議を賜りたいと存じます。当案件は、都市の健全な発展と生活環境の改善並びに浸水防除を図るため、今治広域都市計画下水道の今治公共下水道に、桜井地区を中心とした市街化区域約 206ha を追加するものでございます。

本日は、委員の皆様にご審議をお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。これより先は、着座にて進めさせていただきます。

それでは、会の進行に移させていただきます。改選後の初会合でございますので、僭越ではございますが、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

### 都市建設部長

また、本日は、愛媛大学名誉教授の柏谷増男委員様、今治市議会議員の寺井政博委員様が所用のため欠席されております。従いまして、ただいまの出席委員の数は 13 名でございます。今治市都市計画審議会条例 6 条 2 項の規定により、開催に必要な定員でございます過半数を満たしておりますので、これより、当審議会を開催いたします。それでは、議事に移らせていただきたいと思います。まず、議案第 1 号「会長の選出について」でございます。事務局よりご説明申し上げます。

### 都市建設課長

都市政策課長の曾我部でございます。よろしくお願いいたします。座ったままで、ご説明

させていただきます。

審議会の会長の選出につきましては、今治市都市計画審議会条例第5条第2項に、「会長は、学識経験のある者につき委嘱された5名の委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める」と規定されております。

**都市建設部長**

以上で事務局からの説明が終わりましたが、いかがお諮りいたしますでしょうか。

**A委員**

よろしいでしょうか。できましたら推薦という形にさせていただきたいのですが。私といたしましては弁護士の近藤先生を会長に推薦させていただきたいと思っております。ご存知のとおり、近藤先生は法律の専門家でございますし、市の各審議会もご経験されております。都市計画におきましても、豊富な知識、また優れた見識でご尽力されておりますので、近藤先生にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

**都市建設部長**

ただいま、近藤委員さんを会長にとのご推薦がございました。近藤委員さんを会長に選任するということでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

**委員**

異議なし。

**都市建設部長**

異議なしとのご発声がございました。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

**委員**

(拍手)

**都市建設部長**

それでは、近藤委員さんが会長に選出されました。近藤会長、恐れ入りますが、会長席にお移りいただきたいと存じます。

(会長着席)

**都市建設部長**

それでは、近藤会長より就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

**近藤会長**

はい。ただいま皆様方からご選任いただきました近藤と申します。大変光栄に存じております。ただ、ご推薦の言葉が本当に面映い感じがいたしております。ご覧のとおり若輩者ですし、長と名前が付くようなことはいつ以来やっていないのだろうというくらい手馴れてないところがございます。ですから皆様から見れば多々至らぬ点があるかと思えます。ただ、選任されました以上は、微力ではありますが活発な議論及びそれを踏まえた円滑な議事進行に努めて参りたいと思えます。つきましては皆様方のご指導ご協力を賜りたいと思えます。よろしく申し上げます。では簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

#### 都市建設部長

ありがとうございました。それでは、今治市都市計画審議会条例第6条第1項によりまして、近藤会長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

#### 近藤会長

では、これからは座らせていただいて、議事を進めて参ります。まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。黒川委員と田中委員のご兩名を指名させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に、議事録の公開についてお諮りいたします。今治市の「附属機関等に関する基本指針」により、議事録については原則公開とし、会議終了後、市のホームページに掲載することとしております。委員の皆様自由に発言していただくために、発言者の氏名については公表しないこととしたいのですが、いかがでございましょうか。

#### 委員

異議なし。

#### 近藤会長

はい。異議なしとのご発声をいただきました。それでは、議事録については、発言される方の氏名を伏せて、一部公開とさせていただくことといたします。

では、議案第2号「副会長の選出について」に移ります。副会長の選出につきましては、今治市都市計画審議会条例第5条第3項に「副会長は委嘱された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める」と規定されております。副会長の選出につきましては、いかがお諮りいたしまししょうか。

#### A委員

よろしいでしょうか。できましたら、また推薦をさせていただいたらと思えます。私としましては商工会議所の檜垣会頭に是非お願いしたいと思えます。ご存知のように会頭は、今治商工会議所の会頭として、市内の中心地の活性化や地域振興など、今治市に多大な貢献をされておりますし、また、広い見識そして経験も持っておられる今治市の経済界のリーダーであると感じます。できましたら檜垣会頭さんに副会長職をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

**近藤会長**

ただいま、檜垣委員さんを副会長にとのご推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

**委員**

異議なし。

**近藤会長**

異議なしとのご発声がございました。ご賛同いただける方は、拍手をお願いいたします。

**委員**

(拍手)

**近藤会長**

それでは、檜垣委員さんが副会長に選出されましたので、こちらの副会長席にお移りいただきまして、ご挨拶をお願いいたします。

**檜垣副会長**

先程ご紹介いただきました今治商工会議所の檜垣でございます。ただいま皆様よりご選任いただきまして当審議会の副会長という大役をさせていただくことになりました。当審議会は皆様ご承知のとおり、今治市の将来のまちづくりの一端を担う非常に重要な会議でございます。その副会長ということで身が引き締まる思いでございます。皆様からご協力をいただき、微力ではございますが、会長を補佐し、精一杯努めさせていただきたいと思っておりますのでどうかよろしく申し上げます。

**近藤会長**

ありがとうございます。それでは、議案第3号「今治広域都市計画下水道の変更について」に移ります。事務局より説明を求めます。

**都市政策課長**

会長。それでは座ったままでご説明させていただきます。計画内容の説明につきましては、前方のスライドで行いますので、スクリーンをご覧くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号「今治広域都市計画下水道の変更について」ご説明いたします。本議案は、今治広域都市計画下水道の今治公共下水道に、桜井地区を中心とした市街化区域、約206haを追加する案件でございます。今治市が決定する都市計画となっておりますので、本審議会におきまして、ご審議をお願いいたします。

本題に入る前に、下水道の役割と種類についてご説明させていただきます。まず初めに、

下水道の役割について、ご説明いたします。下水道は、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で、必要不可欠な都市基盤施設であり、主には次の3つの役割を果たしております。1つ目は、生活環境の改善です。トイレやお風呂の水など、日常生活で発生する汚水を速やかに排除することにより、快適で衛生的な生活環境を作ります。2つ目は、自然環境の保全です。汚れた水を浄化して、川や海の水質汚濁を防止することで、自然環境が保全されます。3つ目は、都市の浸水対策です。降った雨水を速やかに河川や海へ流して、台風や大雨による市街地の浸水被害を軽減いたします。

次に、下水道の種類についてご説明いたします。下水道の種類には、公共下水道、流域下水道、都市下水路がございます。1つ目の公共下水道は、市街地における下水を排除し処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するものでございます。2つ目の流域下水道は、2つ以上の市町村にまたがる、都道府県が管理する下水道でございます。3つ目の都市下水路は、市街地の雨水排除を目的とし、公共下水道に先立って整備する必要がある場合に実施される下水道で、終末処理場を有しないものでございます。本日ご審議いただきます今治広域都市計画下水道は、1つ目の公共下水道に属します。

続きまして、今治広域都市計画下水道についてご説明いたします。今治広域都市計画下水道には、3つの排水区域がございます。旧今治市を排水区域とする今治公共下水道、旧今治市波止浜地区と旧波方町樋口地区などを排水区域とする北部公共下水道、旧大西町の市街地を排水区域とする大西公共下水道でございます。今回の変更は、1つ目の今治公共下水道について行います。

こちらは、今治公共下水道の処理系統を示しております。現在は、地形などを考慮して5つの処理系統から構成されていますが、今回、新たに東部処理系統を追加いたします。

それでは、今治公共下水道の概要について、簡単にご説明いたします。戦災復興土地地区画整理事業の進捗に併せ、昭和28年に事業着手いたしました。都市計画への位置づけは、昭和33年に今治都市計画下水道として、約266haを計画決定したのが始まりでございます。その後、昭和47年には終末処理場を有する計画への変更を行いました。昭和49年に、今治広域都市計画下水道へ名称変更し、昭和51年5月に供用を開始した今治下水浄化センターにより、本格的な汚水処理を行なっております。現在は、平成13年5月に計画変更いたしました排水区域面積約1,656haについて計画的な整備を進めているところでございます。こちらの写真は、今治下水浄化センターでございます。家庭から出た汚水を処理・浄化して、最終的には瀬戸内海へ放流しています。

それでは、計画変更の内容についてご説明いたします。変更理由でございますが、都市の健全な発展と、生活環境の改善、並びに浸水防除を図ることを目的とし、頓田川右岸側に位置する、主に桜井地区を中心とした今治市東部地域の市街化区域約206haを、東部処理系統として今治公共下水道に追加するものでございます。こちらは、変更前後を対比した「今治広域都市計画下水道の変更内訳表」でございます。この表は、お手元の資料2ページと同じものです。表の中央より左側が変更前、右側が変更後となっております。また、変更箇所を赤色でお示しいたしております。

こちらは、先程お示ししました内訳表の内、変更のある項目についての一覧でございます。今治公共下水道につきましては、排水区域を変更、下水道管渠の幹線表示を廃止、汚水ポン

プ場を追加、雨水ポンプ場を追加いたします。また、桜井都市下水路といたしまして、都市計画桜井都市下水路を廃止いたします。以上の 5 項目が、今回の主な変更内容でございます。

それでは、1 から順にご説明いたします。まず、「1、排水区域の変更」でございます。今治公共下水道に、東部処理系統約 206ha を追加し、排水区域面積を 1,862ha に拡張いたします。こちらが、今治広域都市計画下水道、今治公共下水道の総括図でございます。現在、都市計画決定されております区域は、頓田川左岸側の緑色で縁取りされた 1,656ha でございます。今回追加する区域は、頓田川右岸側の赤色で縁取りされた区域でございます。こちらが、今治公共下水道東部処理系統の拡大図でございます。今回、今治公共下水道に追加する区域は、赤色で縁取りしております約 206ha、桜井・郷桜井・唐子台・国分・古国分・東村南の市街化区域でございます。汚水区域、雨水区域ともに同じでございます。

続きまして、「2、下水道管渠の幹線表示の廃止」についてご説明いたします。都市計画決定運用指針に基づきまして、排水区域面積が 1,000ha 未満である立花排水第 1 汚水幹線の幹線管渠表示を廃止いたします。位置でございますが、今治市東鳥生町五丁目の立花中継ポンプ場に流入する幹線管渠で、赤色でお示した箇所でございます。こちらが計画図でございます。黄色の矢印でお示している箇所が、立花排水第 1 汚水幹線でございます。本幹線は、主に鳥生・立花地区の約 601ha の汚水が、立花中継ポンプ場へ流入するための主要な管渠で、現在約 20m が計画決定され、すでに建設されております。今回の変更は、都市計画の事務の簡素化、合理化を図るため、平成 8 年に計画決定が必要な管渠の排水区域面積が、100ha から 1,000ha に緩和されたことに伴うものでございます。都市計画決定の手続き上、今回幹線管渠の表示を廃止いたします。なお、管渠そのものは今後も使用していく必要がございますので、廃止や撤去をしようとするものではございません。

続きまして、「3、汚水ポンプ場の追加」についてご説明いたします。東部処理系統約 206ha の汚水を、今治下水浄化センターへ送るために必要となります、東部中継ポンプ場を追加いたします。汚水中継ポンプ場を効果的に配置することで、下水道管の埋設深さを浅くすることが可能となります。東部中継ポンプ場の位置は、頓田川の河口から約 800m 上流の左岸側で、赤色でお示した箇所でございます。こちらが計画図でございます。位置は、今治市東村四丁目、敷地面積は 1,100m<sup>2</sup>でございます。東部処理系統の汚水は、頓田川を下越しするために、深い位置で東部中継ポンプ場へ流入します。ポンプでくみ上げられた汚水は、道路に埋設する下水道管に送り出されて、最終的に今治下水浄化センターで処理されます。こちらが施設平面図でございます。施設の詳細な設計前でございますが、基本的な内容をご説明いたします。口径φ100mm のポンプ 4 台を設置し、そのポンプを格納する建屋、土壌脱臭床の施設、その他管理用の場内道路などを整備し、赤線で囲んでおります敷地面積約 1,100m<sup>2</sup>について都市計画決定いたします。

続きまして、「4、雨水ポンプ場の追加」についてご説明いたします。桜井都市下水路の雨水施設として建設した桜井排水ポンプ場を、今治公共下水道の雨水ポンプ場に転用するため、今治公共下水道に追加いたします。桜井排水ポンプ場は、東部処理系統のほぼ中央に位置しております、赤色でお示した箇所でございます。こちらが計画図でございます。位置は、今治市桜井一丁目、敷地面積は 3,900m<sup>2</sup>でございます。図面中央付近にお示しております。



す、桜井漁港の北側に建設されております。こちらは、桜井排水ポンプ場の写真でございます。この施設は、雨水ポンプ場として昭和57年に運転開始し、平成24年には機械・電気設備等の改修が行われております。こちらが施設平面図でございます。計画されている5基のポンプの内、現在稼働中のポンプは、口径φ900mmのポンプが1基、口径φ500mmのポンプが1基でございます。網掛けで示しております残り3基のポンプにつきましては、雨水管の整備状況に合わせて段階的に整備していく予定でございます。ポンプや電気設備を格納する建屋、自動除塵機と流入ゲートを有する沈砂施設、その他管理用の場内道路など、赤線で囲んでおります敷地面積約3,900㎡について都市計画決定いたします。

続きまして、「5、都市計画桜井都市下水路の廃止」についてご説明いたします。桜井都市下水路は、下水道の種類3番目の都市下水路、公共下水道に先立って雨水を整備する下水道でございます。桜井都市下水路は、今治公共下水道の雨水施設として整備するため廃止いたします。なお、今治公共下水道は、市街化区域を対象としておりますことから、黄色で示しております市街化調整区域につきましては、計画決定上廃止いたします。以上が、今治広域都市計画下水道の変更内容でございます。

今後の手続きでございますが、当審議会でご審議いただいた後、広報等により広く住民へ周知し、説明会及び公聴会の開催、都市計画案の縦覧など、都市計画変更に向けた諸手続きを進めていく予定でございます。以上で、議案第3号「今治広域都市計画下水道の変更について」のご説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### 近藤会長

ありがとうございました。本日のご審議の位置づけとしては最後に資料が出ていましたが、本日の審議の結果を経て縦覧或いは説明会に出すプランとして、こういう内容でよいかということをご審議いただくという位置づけになっています。事務局の説明は終わりましたが、まずご意見というよりも、わからなかった点やもう一度説明してほしい点などございませんでしょうか。

では、ご説明いただいた素案の中身についてご意見はございますか。

#### B委員

はい。

まず、計画そのものは従来から専門の方がいろいろやっていると思うのでそれを信じる以外ないように思います。もう一つは最近集中豪雨で水がもの凄く多く、今日の午前中のテレビでも放送されていましたが、各地で集中豪雨があり、雨水がもの凄く増えているわけですね。その辺の処理能力はあるのですか。

#### 下水道工務課長

下水道工務課、矢野と申します。今回ご審議いただきます桜井地区は、今治公共下水道が未整備だったわけですが、これから整備していくということで地元の代表の方と協議をしてきております。その中で梅雨や台風などの大雨についてはその都度苦労してきた歴史が

ございます。そういったご意見をいただきながら雨水排水が順調にいきますような対策を検討して講じていきたいと考えております。

**近藤会長**

今のご説明だどご質問との兼ね合いでいいますと、いろいろご意見をお聞きになられてこの計画で十分雨水の処理については対応できるということによろしいのでしょうか。

**下水道工務課長**

雨水対策についても雨水管であるとか雨水ポンプ場についても検討を進めながら整備していきたいと考えております。

**C委員**

はい。

建設水道委員会で職員として議員として話を聞いておりますから、この中では一番よく理解していると思っておりますが、せっかくの機会なので委員の皆様にもっとわかりやすく教えていただけたら頭の整理ができるのではないかと思います。桜井地区が今までなぜ整備ができなかったのか、今回、天保山の浄化センターに持って行ってもパイがあるということや、金額的にもそれで安くなるなど、今回実施するに至った経緯を説明していただきたい。

**近藤会長**

C委員からの提案のとおり、背景を簡単に説明いただけますか。

**下水道工務課長**

この桜井地区を含めました東部地区ですが、平成の初めの頃に下水処理場を作って面的整備を進めていこうということで、地区の関係する方々と処理場建設についての事前説明及び協議を行っておりましたが、当時下水処理場を建設するにあたっては数ヘクタールの用地が必要なため、頓挫したという経緯がございます。

しかし、今治市としては未整備地区の解消が大きな課題でございましたので、いろいろと検討した結果、近年の人口減少と節水機器の普及により汚水の発生量が減ってきているため、桜井地区の 206ha の汚水を現在稼働中の天保山の処理場に流入させて処理することが可能と試算できましたので、処理場を新たに建設せずに天保山の処理場に持っていくことになりました。また、全体の事業費については試算で汚水整備に約 50 億、雨水整備に約 50 億、計約 100 億となっております。

**近藤会長**

C委員さん、今の説明でよろしいでしょうか。

**C委員**

事業費のことにしても、そこに処理場をつくるのであればいくら必要で、今回の作らない場合はいくら必要で、これだけの節約ができるという説明があったほうがよりわかりやすかったと思います。

**D 委員**

はい。

結局、合併当時は新今治市の各地域に最終処分場を作って処理していく計画であったものが、人口減少の現実を見据えた時に、この東部地区の下水をポンプアップして天保山に送ることによってすべてを消化しようとしており、そうする方が経費削減にもなるし、余分な投資をしなくていい。そういう理解でよろしいですか。

**都市政策課長**

ご指摘のとおりです。今回頓田川を下越しするため、新たにポンプ場を設置する必要がありますが、処理場を独自に設けなくても現在稼働中の下水処理場に送ることが可能になります。それによって経費を圧縮できます。

**近藤会長**

そういう背景があつての今回の変更ということですが、ただ、変更後に不都合があつてはいけませんから、先程ご指摘があつたポンプアップというのは資料の変更内容でいうと東部中継ポンプ場のことですか。

**都市政策課長**

そうです。

**近藤会長**

国や県の立場でご質問やご意見はございませんか。都市計画の変更を行っても、実際に下水の処理ができなければ意味がないわけですから。

**E 委員**

はい。

確認ですが、下水道区域は昭和 33 年の 266ha から始まって、現在 1656ha というのですが、これは一度に 1656ha になったわけではなくて、順次拡大及び整備を繰り返した結果で、その経過として何回目の変更かわかりませんが、今回 206ha を拡大していくという理解でよろしいですか。

**都市政策課長**

ご質問のところはそのとおりでございます。段階的に着手いたしております。まずは戦災復興を含めた中心市街地のところから着手し、順次近見や乃万や日高に拡大し、途中何回も変更の手続きをさせていただいて順次拡大をいたしております。あと市街化区域で残って

おりますのがこの桜井区域でございましたので、ここを最終的に都市計画として計画決定させていただくという流れでございます。

**E 委員**

今までに何度か拡大していった中で、今回が最終ということになるわけですね。

**都市政策課長**

最終という言い方は語弊があったかと存じますが、今の市街化区域につきましてはこれで全てが網羅できるという意味でございまして、今後の区域につきましては市街化の状況であったり、もしくは市街化から調整区域へという方向性も将来的にはあるかもしれませんが、今のところ市街化区域を中心に都市計画は決定させていただいておりますので、市街化区域の全域という形になります。

**E 委員**

わかりました。もう1点だけ教えてください。おそらく既に指定しております1656haの整備がある程度進んできたため、今回の206haの拡大を行うということだろうと思いますが、既決定の区域の整備がどれくらい進んでいるのかと、今回新たに指定する206haの整備について、実際に現場が動き始めるのがいつくらいになるのか、わかる範囲で教えてください。

**下水道業務課長**

下水道業務課の片上と申します。まず変更前の今治処理区の排水区域1656haに対しまして、供用開始済の面積が1367haで約83%の整備率となっております。残りの部分は小泉や高橋地区、あと新都市の施設が建設されていないところなどが未供用となっております。桜井地区の整備でございますが、まず来年度実施設計をいたしまして、実際の工事が始まるのは平成31年度くらいからの予定です。

**E 委員**

ありがとうございました。

**近藤会長**

F 委員さん、国の関係は何かございませんか。

**F 委員**

特にございません。

**近藤会長**

背景、現状を踏まえて或いはそれ以外でご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ないようでしたら、本議案について、原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

**委員**

異議なし。

**近藤会長**

それでは、議案第3号「今治広域都市計画下水道の変更について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上を持ちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。それでは、これにて平成29年度第1回都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時20分 閉 会